限定承認公告

本籍東京都小金井市貫井北町三丁目六番、最後の住所茨城県鉾田市二重作一六八九番地六一一

被相続人は平成二十七年五月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年十月十九日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

東京都立川市錦町四丁目五番四号

限定承認者　渡邊　佳子

限定承認公告

本籍東京都国立市東三丁目一番地の三四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　齋藤　英夫

右被相続人は平成二十七年七月三日死亡し、その相続人は平成二十七年十月二十日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十九日

東京都国立市谷保五九五一番地の二三

相続財産管理人　齋藤　拓郎

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十七年十月二十三日開催の当社取締役会において、平成二十七年十月二十三日開催の第七十六期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので、左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式

二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。

三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円

四、株式の取得価額の総額

三億七千五百万円を上限とする。

五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。

六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）

平成二十七年十月二十九日～平成二十七年十一月五日

平成二十七年十月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製薬株式会社

代表取締役社長　佐藤　誠一

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設するＹＧ企画株式会社（住所東京都世田谷区祖師谷三丁目一八番八号メゾン・ド成城Ｆ号）に対して当社の不動産の保有並びに賃貸業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、この会社分割の効力発生を停止条件として、当社の資本金の額を三百万円減少して〇円とすることにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社には計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年十月二十九日

神奈川県相模原市南区相模大野七丁目四八番七号

有限会社オージーグループ

取締役　郷　芳男

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社は、左記のとおり、三菱地所株式会社及び住友信託銀行株式会社（現商号三井住友信託銀行株式会社）間の平成二十三年二月十五日付不動産信託契約書（泉パークタウン　タピオ）に基づき設定された信託を、平成二十七年十一月三十日付で新規信託分割しますので公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

三菱地所株式会社

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

メックＳＣインベストメント合同会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

従前の信託の年月日は、右記記載の契約締結日と同日です。

また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十七年十月二十九日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　浅井　克幸

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社は、左記のとおり、新砂三丁目ＳＣ特定目的会社及び住友信託銀行株式会社（現商号三井住友信託銀行株式会社）間の平成二十三年二月十五日付不動産信託契約書（南砂町ショッピングセンター　ＳＵＮＡＭＯ）に基づき設定された信託を、平成二十七年十一月三十日付で新規信託分割しますので公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三号

新砂三丁目ＳＣ特定目的会社

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

メックＳＣインベストメント合同会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

従前の信託の年月日は、右記記載の契約締結日と同日です。

また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十七年十月二十九日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　浅井　克幸

訂正公告

平成二十七年八月十四日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告中、「http://www.safeneeds.co.jp/」とあるは「http://www.safeneeds.co.jp」、住所「大阪市北区中之島二丁目三番一八号」とあるは「大阪市北区中之島二丁目三番一八号中之島フェスティバルタワー二九階」、代表取締役「屠　錦栄」とあるは「屠　錦栄」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十七年十月二十九日

大阪市北区中之島二丁目三番一八号中之島フェスティバルタワー二九階

SafeNeeds株式会社

代表取締役　屠　錦栄

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十九日付第二四六号　六四ページ●同日付政府調達第二〇三号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）